

平成6年度 長崎市立小ヶ倉中学校「いじめ防止基本方針」

「いじめ未解決0」を目指して

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ」とは、

「本校の生徒が行う行為により、本校の生徒が心身の苦痛を感じているもの」ととらえている。

生徒たちは、学校の人間関係の中で、「楽しさ」や「喜び」と同時に「きつさ」や「つらさ」を感じることがある。この「きつさ」や「つらさ」が「心身の苦痛」となった場合、できる限り早く発見し、確かな解決を図るため、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して下記の事柄に取り組むことで「いじめ未解決0」を目指していく。

○多様性を尊重し、たくましく生きる力を育むことで「いじめの未然防止」に努める。

○いじめ事案は常に起こりうるという認識をもつことで「いじめの早期発見」に取り組む。

○いじめが発生した場合は、適切かつ迅速に対処することで「いじめの確実な解決」を図る。

「目指す生徒像」

- ・礼儀正しく、思いやりのある生徒
- ・自ら考え、自ら学ぶ生徒
- ・粘り強く、たくましく生きる生徒
- ・進んで働き、公共のために尽くす生徒

「育友会」

- ・育友会総会
- ・評議員会
- ・理事会
- ・生徒指導部など

連携

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・養護教諭・関係教諭
- ・SC・SSWなど

連携

「関係機関」

- ・教育委員会・警察
- ・子育て支援課
- ・少年センター
- ・児童相談所など

連携

小ヶ倉中学校生徒会

「いじめの未然防止について」

いじめを防止するためには、生徒一人一人の心の根っこを育てることが大切だという認識に立ち、以下の取組を重点的に行う。

<教職員の取組>

- (1) 多様性を尊重する校内指導体制を確立する。
- (2) 教師の指導力の向上を図るとともに、丁寧な言動による指導の徹底を行う。
- (3) 道徳的実践力を培う道徳教育を実践する。
- (4) インターネットを通じて行ういじめ防止のためのメディアリテラシー教育を充実させる。
- (5) 人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- (6) 生徒の自己有用感を醸成する言葉かけを行う。

<生徒の取組>

- (1) 一人一人が「いじめ」に対する理解を深め、けっして「いじめ」をしない決意をする。
- (2) 生徒会を中心に、いじめのない学校生活を目指した自主的な活動を計画的に行う。

<保護者の取組>

- (1) わが子とのコミュニケーションを密にし、「いじめ」を行わないように指導する。
- (2) いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策の推進に協力する。

「いじめの早期発見について」

生徒たちは、さまざまなストレスや葛藤の中で生活しており、常にいじめの被害者にも加害者にもなりうる可能性があるという認識のもとに、以下の取組を重点的に行う。

＜教職員の取組＞

- (1) 生徒の変化を見逃さないよう日常的な観察をしっかりと行う。
- (2) 生徒指導委員会（週に1回）において情報の収集と共有に努める。
- (3) 生活アンケート（月に1回）と教育相談（1、2学期に1回ずつ）を実施する。
- (4) 学校における相談体制を整備する。
- (5) 生徒・保護者へ相談機関等を周知する。
- (6) 主任児童委員との連携を密にし、生徒の情報を共有する。

＜生徒の取組＞

- (1) 生活アンケートや個人面談、フォーサイト、クロームブックなどで遠慮なく相談する。
- (2) いじめを見たり聞いたりしたら、先生や保護者にすぐに連絡する。

＜保護者の取組＞

- (1) いじめについての相談を受けた場合は、学校に連絡する。
- (2) 地域や家庭間で連携を図り、情報の共有化に努める。

「いじめの確実な解決について」

いじめに係る問題については、情報を共有・開示することを基本とし、被害生徒の心のケアと加害生徒の再発防止の観点から、関係機関と協力し、以下の取組を重点的に行う。

＜教職員の取組＞

- (1) いじめの発見や相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・相談を受けた教職員は直ちに学年で共有し生徒指導主事へ報告する。
- (4) 速やかにいじめ対策委員会を開き、指導・支援体制を組み組織的な対応を行う。
- (5) 校長は教育委員会へ報告し、助言・指導を受ける。
- (6) いじめが犯罪行為である場合は、直ちに警察と連携して対処する。
- (7) いじめを受けた生徒と保護者を支援する。
- (8) いじめを行った生徒に指導するとともに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (9) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有する。

＜生徒の取組＞

- (1) いじめを受けた生徒はカウンセリング等を受けるとともに、安心して学校生活ができるような措置を受ける。
- (2) いじめを行った生徒は、なぜいじめを行ってしまったのか内省を深め、いじめを行わない決意をする。

＜保護者の取組＞

- (1) いじめを受けた生徒の心に寄り添い、いじめから保護する。
- (2) いじめを行った生徒の内省を助け、二度といじめをしないよう指導する。

「いじめ防止のための年間計画」 （毎月：生活アンケート）

月	取組内容	月	取組内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解	10	いじめ防止の取組の評価と改善
5	新入生全員SC面談、校内研修会	11	人権学習、主任児童委員との情報交換会
6	教育相談、主任児童委員との情報交換会	12	人権集会、校内研修会
7	教育週間、生徒総会、三者面談	1	主任児童委員との情報交換会
8	平和祈念集会、夜間パトロール	2	新入生説明会（中学校の取組紹介）
9	主任児童委員との情報交換会	3	いじめ防止の取組の評価と改善・引継

「いじめ重大事態について」

(1) 調査を要する重大事態の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

「いじめチェックリスト」

(いじめられている子どもが発するサイン)

- ①からだや体調
 - ☐衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
 - ☐傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
 - ☐頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- ②しぐさや態度
 - ☐どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
 - ☐元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
 - ☐教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている)
 - ☐何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
- ③友達との関係
 - ☐周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
 - ☐人のいいなりになっているように見える。(使い走りではないか)
 - ☐今まで付き合っていたグループから急に離れた。
 - ☐交友関係が急に変わった。
 - ☐嫌なあだ名で呼ばれている。
 - ☐特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。
 - ☐席の周りが開いていたり、ゴミが散乱したりしている。

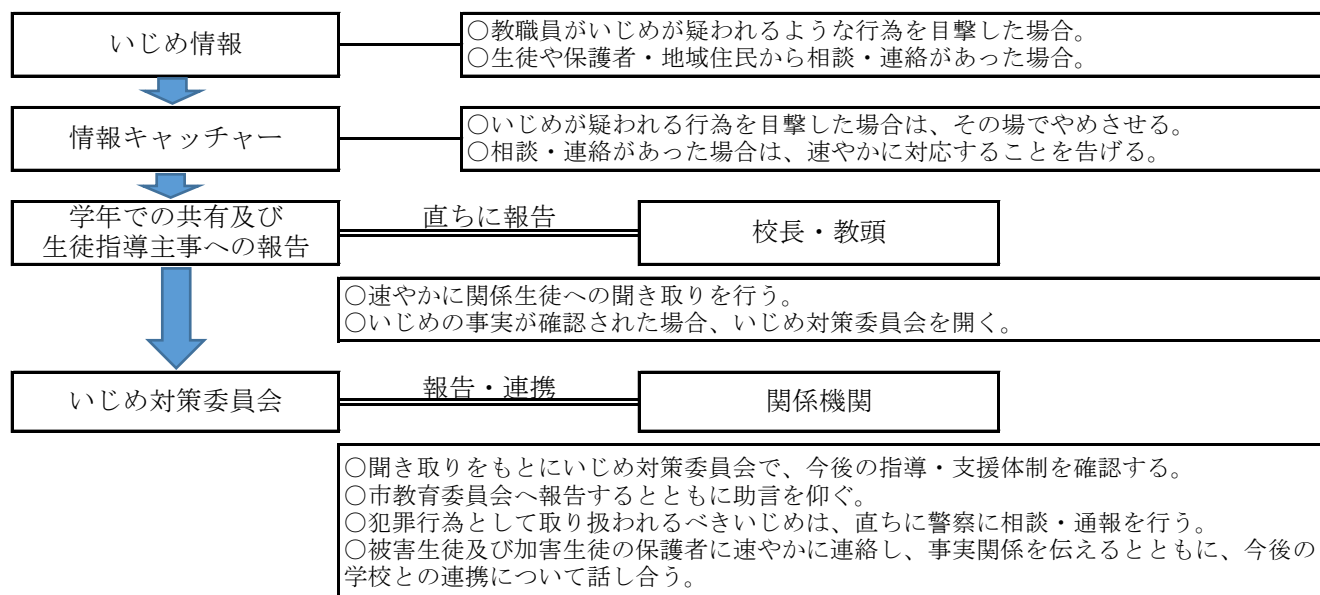
④生活面

- ☐机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐学級写真などの顔にいたずらされている。

(いじめている子どもが家庭で出すサイン)

- ☐買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐お金の使い方が荒くなる。
- ☐学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- ☐他人のものを借りて使っている。

「いじめが発生した場合の対応」



被害生徒への継続した支援
○被害生徒を守り抜く姿勢を示したうえで、関係諸機関と連携を図る。 ○話しやすい雰囲気をつくるとともに、ＳＣや信頼されている教職員等が対応する。 ○養護教諭、ＳＣ、関係機関等と協力して心のケアに努める。

加害生徒への継続した指導・助言
○加害生徒に対していじめを起こした背景や原因について内省を促し、二度といじめを起こさないように決意させるとともに、観察を行っていく。 ○加害生徒が孤立感・疎外感を持つことがないよう配慮するとともに、定期的に面談を行っていく。 ○犯罪行為の場合は、警察と連携して対処する。

被害生徒の保護者に対する支援及び加害生徒の保護者に対する助言を継続して行っていく。

「様々な相談機関」

相談窓口	相談時間	電話番号
小ヶ倉中学校「いじめ相談窓口（教頭）」	平日 9:00～16:00	095-879-4916
長崎市教委 学校教育課 生徒指導係	平日 9:00～17:00	095-829-1195
長崎市こども相談センター	平日 9:00～17:30	095-829-1122
長崎市教育研究所 教育相談	平日 9:00～17:00	0120-556-275
子ども人権110番 (長崎地方務局)	平日 8:30～17:15	0120-007-110
ヤングテレホン (長崎県警察本部少年サポートセンター)	平日 9:00～17:45	0120-786-714
長崎県警生活安全相談窓口	平日 9:00～17:45	095-823-9110 #9110
24時間子供ＳＯＳダイヤル「親子ホットライン」 (長崎県教育センター)	24時間受付	0120-078-310
心の健康相談統一ダイヤル (長崎子ども・女性・障害者支援センター)	平日 18:00～翌朝9:30 土日祝 24時間	0570-064-556
チャイルドライン (認定NPO)	毎日 16:00～21:00	0120-997-777
長崎いのちの電話 (社会福祉法人)	年中無休 9:00～22:00	095-842-4343